

昭和六十一年二月六日提出
質問第五号

今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年二月六日

提出者 津川 武一

衆議院議長 坂田 道太殿

今冬の異常豪雪に係る緊急対策に関する質問主意書

一月以来の異常豪雪は、死者十三名を出した新潟県能生町雪崩災害をはじめ交通網の混乱など、国民生活各般にわたり重大な被害、影響を引き起こしている。

青森県においては、青森地方気象台の五観測点（青森、弘前、五所川原、むつ、野辺地）における平均積雪深が、二月三日現在一二五cmと過去五カ年平均の七七cmを大幅に上回り、とりわけ県都青森市では一月二十一日以降降雪が続き、二月三日現在の積雪深が一七一cmと観測史上第三位の記録に達している。連日のように国鉄や空の便、青函連絡線などの運行ダイヤに乱れが生じ、屋根の雪下ろしによる死傷事故の続出、青森市では除排雪の遅れにより通学途上の小学生がダンブにひかれて死亡するという痛ましい事故まで起きている。

このため青森県では、二月三日災害対策基本法に基づく豪雪対策本部を設置するとともに、県

内六十七市町村のうち三十三市町村においても豪雪対策本部を設置し、道路交通網の確保など県民生活に支障が生じないようにさまざまな対策を講じている。

しかし、降り続く豪雪のなかで地方自治体における財政負担は限界に達している。例えば、青森市における除排雪費は、当初九億円であつた予算を既に使い果たし、十二億円を超えている。

よつて政府は、以上のような事態を踏まえ、除排雪経費等に対する財政援助措置を緊急にとるべきであると考ええる。その立場から以下政府に質問する。

一 いやしくも財政上の理由から住民の生命にもかかわる生活道路の確保に支障が生ずるような事態は絶対に避けるべきである。特に、通学路、歩道の確保には万全を期すべきであると考えらる。この点での政府の見解はどうか。

二 県道の除排雪経費の大幅増加に対処するため、積寒道路法に基づく国庫補助事業費を大幅増額すること。併せて市町村道の除雪経費増加に対処するため、臨時特例措置として国庫補助を

速やかに実施すべきである。

政府にその用意はあるか。

三 豪雪に伴う除排雪経費の増加等の特別財政需要に対処するため、特別交付税の増額配分を行うべきと考えるが、政府の方針はどうか。

四 臨時の保安要員を確保して、出稼ぎ世帯や老人、障害者など弱者世帯への除雪援助に万全を期すべきと考えるが、政府としてどう対処しようとしているか。

右質問する。